4　第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 ［一・二　略］ 三　法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為 ［四・五　略］ ［5～7　略］	4　［同上］ 三　法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百条第一項（ただし書を除く。）の規定又は法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為 ［四・五　同上］ ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○内閣府財務省令・経済産業省令第五号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第六十四条の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～五　略］	（禁止行為） **第六十四条の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第八号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第百五十二条の二十七の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～六　略］	（禁止行為） **第百五十二条の二十七の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省令第八号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健